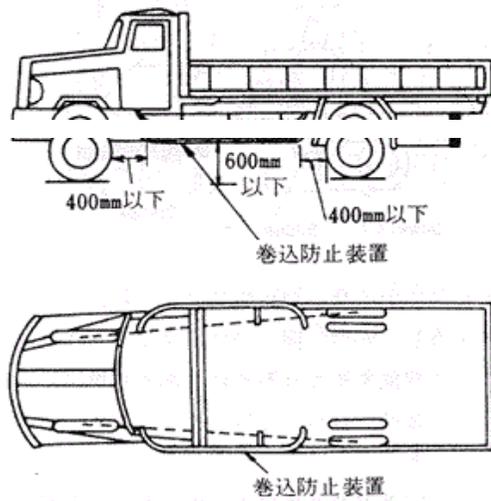


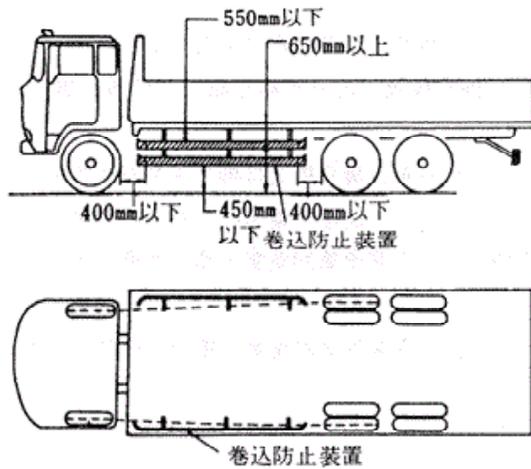
細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(安定性) 第8条 (略) 一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。<u>ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</u> 二～六 (略)</p>	<p>(安定性) 第8条 (略) 一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。 二～六 (略)</p>
<p>(巻込防止装置) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二 (略) 三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。</p>	<p>(巻込防止装置) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二 (略) 三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。</p>

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

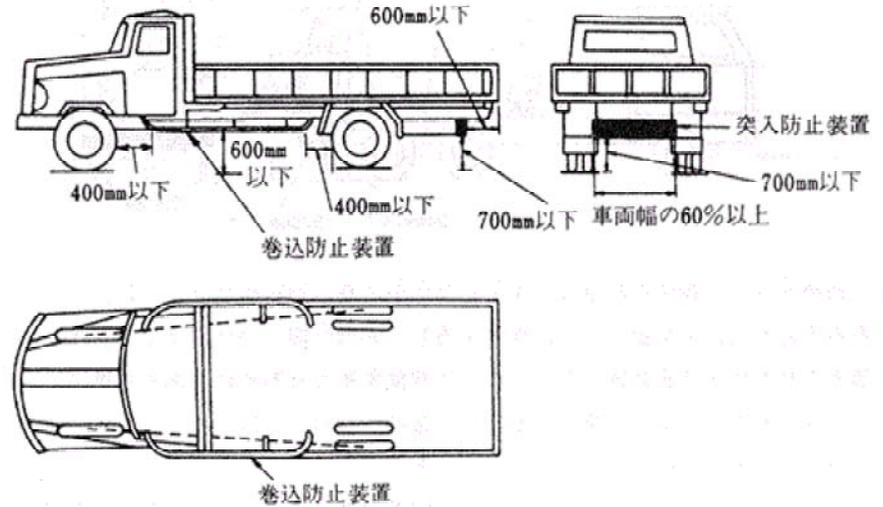


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)

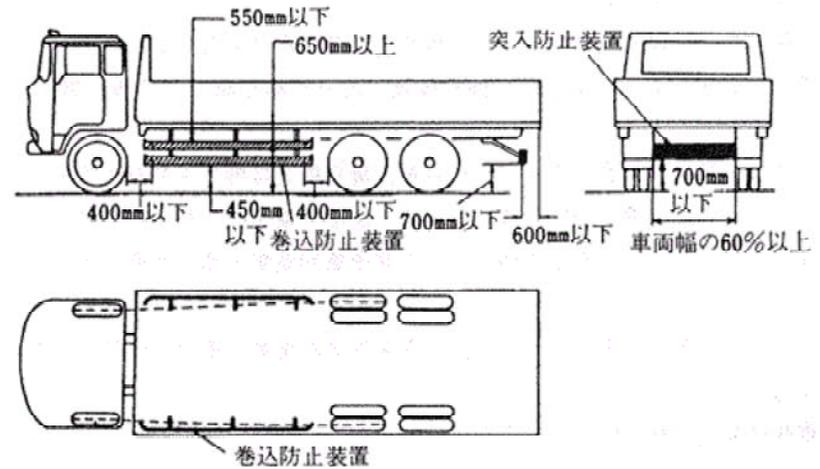


四・五 (略)
5 (略)

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)
第77条 (略)
2 (略)
3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(乗車定員及び最大積載量)
第81条 (略)
2 (略)
一～三 (略)
四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)

(旅客自動車運送事業用自動車)
第77条 (略)
2 (略)
3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で立席定員のないものにあつては第1号から第6号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で立席定員のないものにあつては第1号から第3号まで及び第5号の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、第1号、第3号及び第5号の基準)に適合しなければならない。
一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあつては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。
二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
三 乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。
四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。
五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ鏡その他の装置を備えたものであること。
六 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。
七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(乗車定員及び最大積載量)
第81条 (略)
2 (略)
一～三 (略)
四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)

にあつては、タンクの容積（タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ（末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。）及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる（以下第5号及び第8号において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。ただし、真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあつては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。）として用いるものとする。

五～九 （略）

（安定性）

第86条 （略）

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあつては18%）以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあつては、この限りでない。

二～六 （略）

（巻込防止装置）

第101条 （略）

2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

にあつては、タンクの容積（タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ（末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。）及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる（以下第5号及び第8号において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。）として用いるものとする。

五～九 （略）

（安定性）

第86条 （略）

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあつては18%）以上であること。

二～六 （略）

（巻込防止装置）

第101条 （略）

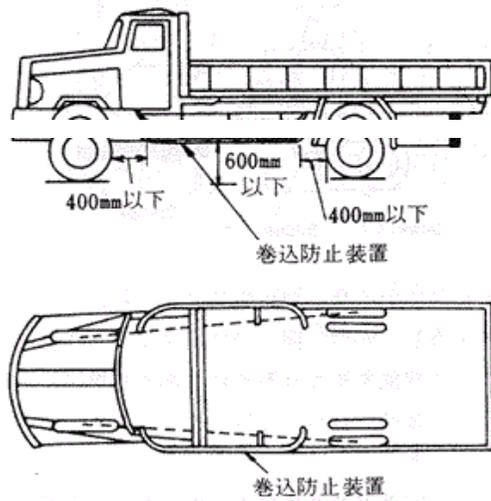
2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

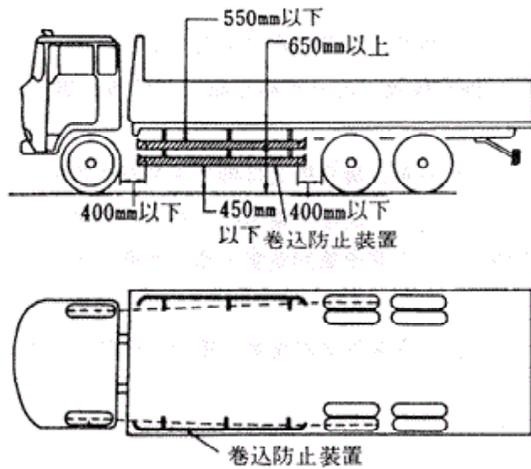
一・二 （略）

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

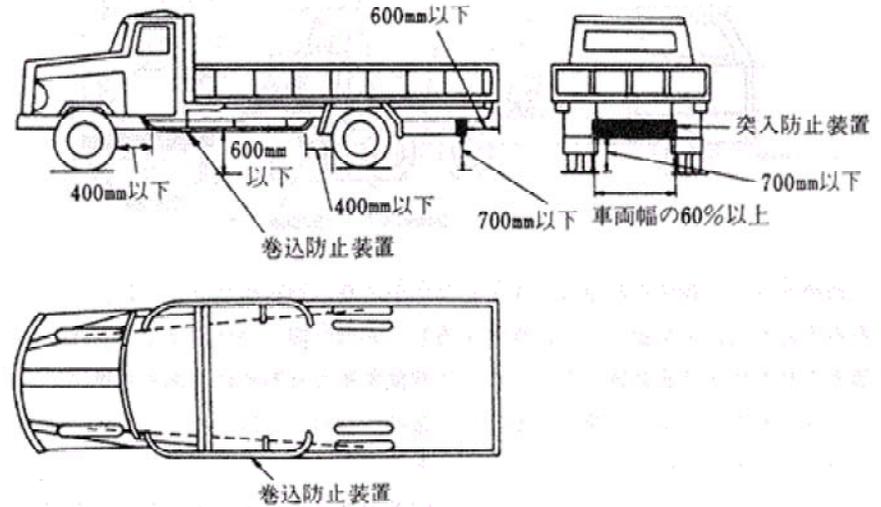


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)

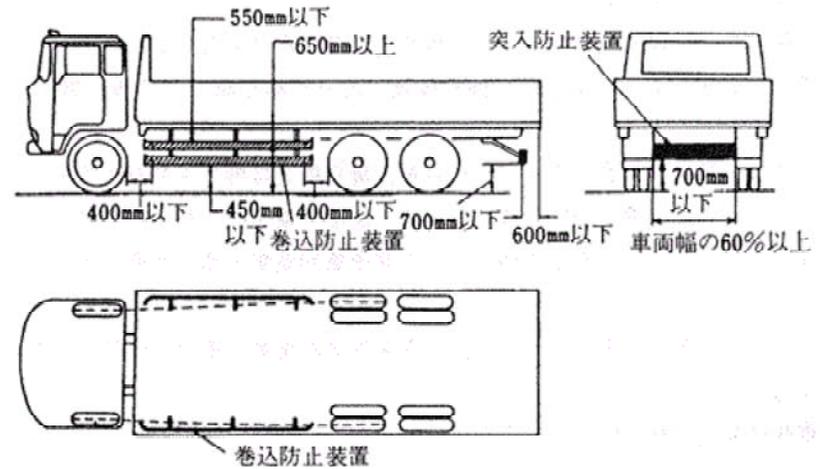


四・五 (略)
5 (略)

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(車幅灯)

第123条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては同項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第126条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の

(車幅灯)

第123条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第126条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の

構造上側方灯の照明部の間隔が3 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる4 m以内の位置）となるよう取り付けられていること。

四 長さ6 mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6 mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3 m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

六 長さ6 mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1 m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

七 長さが6 m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

八～十二 （略）

4～6 （略）

7 （略）

一・二 （略）

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第7号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5 t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四・五 （略）

8 （略）

構造上側方灯の照明部の間隔が3 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる4 m以内の位置）となるよう取り付けられていること。

四 長さ6 mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6 mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、自動車の前端から3 m以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

六 長さ6 mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、自動車の後端から1 m以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1 m以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

七 長さ6 m以下の自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内となるよう取り付けられていること。

八 長さ6 m以下の自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内となるよう取り付けられていること。

九～十三 （略）

4～6 （略）

7 （略）

一・二 （略）

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。

四・五 （略）

8 （略）

(尾灯)
第128条 (略)
2 (略)
3 (略)
一～十 (略)

十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあつては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 (略)

(制動灯)
第134条 (略)
2 (略)
3 (略)
一～八 (略)

九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあつては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあつ

(尾灯)
第128条 (略)
2 (略)
3 (略)
一～十 (略)

4 (略)

(制動灯)
第134条 (略)
2 (略)
3 (略)
一～八 (略)

ては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 (略)

(後退灯)

第136条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。ただし、第2号のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して15°以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 (略)

4 (略)

(方向指示器)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(後退灯)

第136条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して10±5°の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 (略)

4 (略)

(方向指示器)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一～十五 (略)

十六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）の後面に備える方向指示器であって、次のイ及びロの条件を満足する場合にあつては、第5号及び第11号（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の基準中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下側に備える方向指示器にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては地上2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側の上側に備える方向指示器にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

5 (略)

(停止表示器材)

第144条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又はこれに準ずる性能を有する停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(削除)

4 (略)

一～十五 (略)

5 (略)

(停止表示器材)

第144条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又はこれに準じる性能を有する停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前2項の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車であつては第1号から第6号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつては第1号から第3号まで及び第5号の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、第1号、第3号及び第5号の基準）に適合しなければならない。

一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、か

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>つ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあっては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。</u></p> <p><u>二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。</u></p> <p><u>三 乗降口のとびら（運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口（運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。）ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができるとの装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>六 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置（放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。）を備えたものであること。</u></p> <p><u>七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。</u></p>
<p>(乗車定員及び最大積載量)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。)及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。<u>ただし、真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。</u>)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。</p> <p>五～九 (略)</p>	<p>(乗車定員及び最大積載量)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。)及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。</p> <p>五～九 (略)</p>
<p>(安定性)</p> <p>第164条 (略)</p>	<p>(安定性)</p> <p>第164条 (略)</p>

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

二～六 （略）

（巻込防止装置）

第179条 （略）

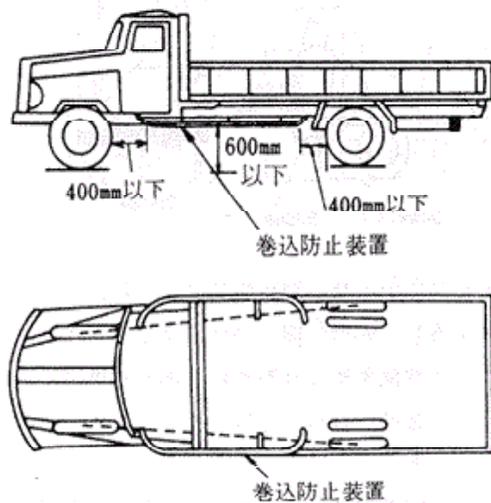
2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）



一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。

二～六 （略）

（巻込防止装置）

第179条 （略）

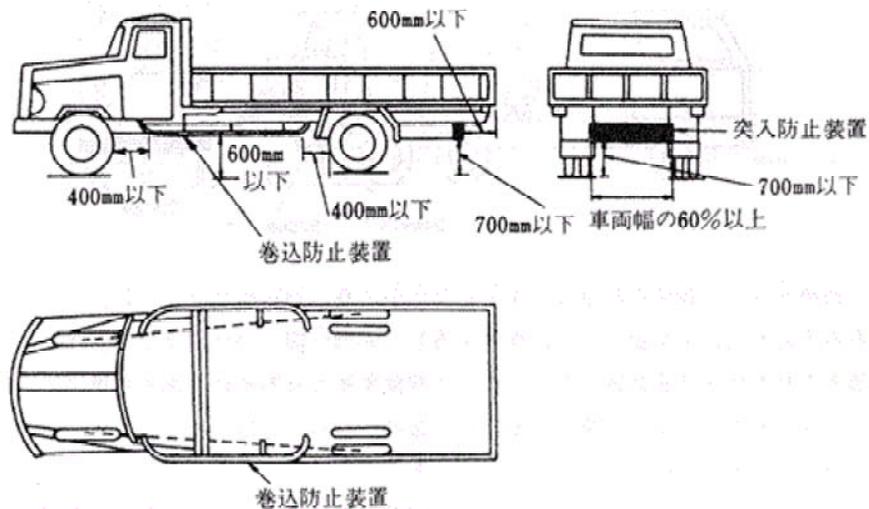
2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

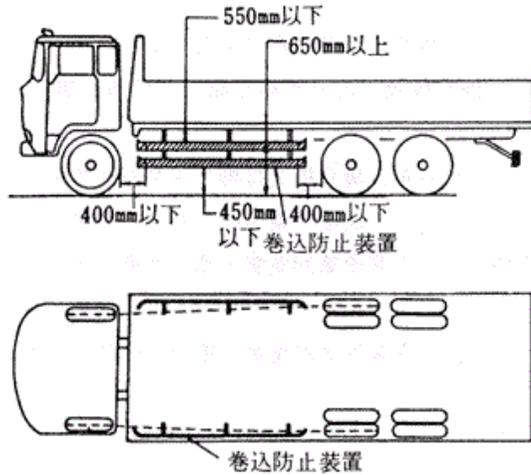
一・二 （略）

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）



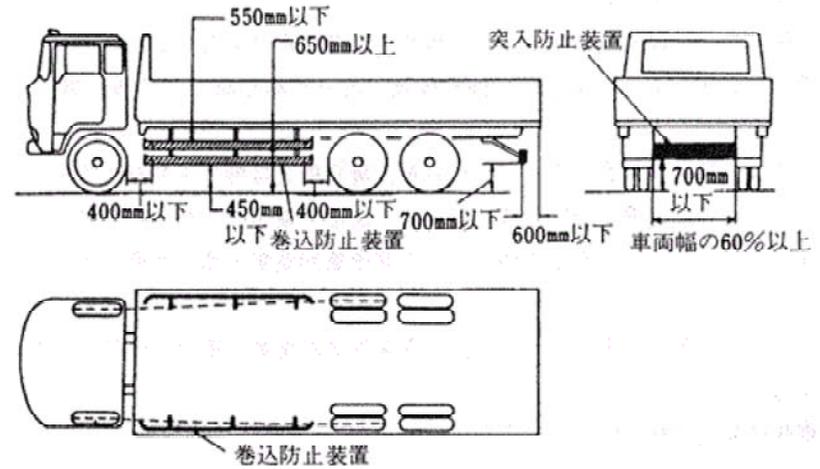
(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)

5 (略)

(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)

5 (略)

(車幅灯)

第201条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては同項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯

(車幅灯)

第201条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」と

が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第204条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたもの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自

する。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第204条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、自動車の前端から3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたもの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さ6m以下の自動車の前部に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内となるよう取り付けられていること。

動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取り付けられていること。

八～十二 (略)

4～6 (略)

7 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第7号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四・五 (略)

8 (略)

(尾灯)

第206条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。))並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあつては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるよ

八 長さ6m以下の自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

九～十三 (略)

4～6 (略)

7 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。

四・五 (略)

8 (略)

(尾灯)

第206条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

<p><u>うに取り付けられていること。</u></p> <p><u>ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(制動灯)</p> <p>第212条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。</u></p> <p><u>ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。</u></p> <p><u>ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(制動灯)</p> <p>第212条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～八 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(後退灯)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。<u>ただし、第2号のただし書の</u></p>	<p>(後退灯)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。</p>

規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して15°以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 （略）

4 （略）

（方向指示器）

第215条 （略）

2・3 （略）

4 （略）

一～十五 （略）

十六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）の後面に備える方向指示器であつて、次のイ及びロの条件を満足する場合にあつては、第5号及び第11号（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の基準中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下側に備える方向指示器にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては地上2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側の上側に備える方向指示器にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して10±5°の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 （略）

4 （略）

（方向指示器）

第215条 （略）

2・3 （略）

4 （略）

一～十五 （略）

<p>5 <u>方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。</u> (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(停止表示器材) 第222条 (略) 2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材 <u>又はこれに準ずる性能を有する停止表示器材</u>は、前項各号の基準に適合するものとする。</p>	<p>(停止表示器材) 第222条 (略) 2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。</p>
<p>(旅客自動車運送事業用自動車) 第233条 (略) 2 (略) 3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、<u>別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。</u></p>	<p>(旅客自動車運送事業用自動車) 第233条 (略) 2 (略) 3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、<u>次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で立席定員のないものにあつては第1号から第6号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で立席定員のないものにあつては第1号から第3号まで及び第5号の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、第1号、第3号及び第5号の基準)に適合しなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあつては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>三 乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができると鏡その他の装置を備えたものであること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>六 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するため</u></p>

のブザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。)及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。ただし、真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。)及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～2.5.1.1.2. (略)

2.5.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができないものであって、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しない装置固有の光学部品をいう。

2.5.1.1.4.～3.7.2. (略)

3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部(プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合にあっては、照明部の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向(横断面方向)の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～2.5.1.1.2. (略)

2.5.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

2.5.1.1.4.～3.7.2. (略)

3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部(プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合にあっては、見かけの表面の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向(横断面方向)の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。

3.9.～3.10.1. (略)

3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあっては、この限りでない。

3.10.3.～3.18. (略)

3.18.1. 可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度に係る基準に適合するものでなければならない。ただし、当該灯火等が装置の型式の指定を受けた組合せ灯火等であって「D」マークを付されたものである場合にあっては、組合せ灯火等を構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。また、当該灯火等を自動車の片側に複数装備する場合にあっては、構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。

3.18.2.～4.2.4. (略)

4.2.5. 幾何学的視認性

すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

(以下略)

4.2.6.～4.2.6.1.2. (略)

4.2.6.1.3. 4.2.6.1.の規定は、最高速度25km/h未満の自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものには、適用しない。

4.2.6.2.～4.3.3. (略)

4.3.4. 取付位置

前部霧灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であってその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の自動車及び幅800mm以下の自動車にあっては、この限りでない。

前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であってその自動車の構造上地上800mm以下となるように取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。

3.9.～3.10.1. (略)

3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。

3.10.3.～3.18. (略)

3.18.1. 可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度に係る基準に適合するものでなければならない。ただし、当該灯火等が装置の型式の指定を受けた組合せ灯火等であって「D」マークを付されたものである場合にあっては、組合せ灯火等を構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。

3.18.2.～4.2.4. (略)

4.2.5. 幾何学的視認性

すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

(以下略)

4.2.6.～4.2.6.1.2. (略)

4.2.6.1.3. 4.2.6.1.の規定は、最高速度25km/h未満の自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には、適用しない。

4.2.6.2.～4.3.3. (略)

4.3.4. 取付位置

前部霧灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であってその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の自動車及び幅800mm以下の自動車にあっては、この限りでない。

前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であってその自動車の構造上地上800mm以下となるように取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）

高さ)であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられなければならない。

前部霧灯は、その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないよう取り付けられなければならない。

4.3.5. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(以下略)

4.3.6～4.4.4.3. (略)

4.4.5. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、側方照射灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.4.6.～4.5.4.1. (略)

4.5.4.2. 後退灯は、自動車の後面に取り付けられなければならない。ただし、4.5.3.

1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に取り付けてもよい。

4.5.5. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車並びに4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、この限りでない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30°

4.5.6. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

ただし、4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、基準軸は自動車の中央縦断面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向け取り付けなければならない。

4.5.7. 電気結線

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後

であつてすれ違い用前照灯の照明部の見かけの表面の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられなければならない。

前部霧灯は、その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないよう取り付けられなければならない。

4.3.5. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(以下略)

4.3.6～4.4.4.3. (略)

4.4.5. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、側方照射灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.4.6.～4.5.4.1. (略)

4.5.4.2. 後退灯は、自動車の後面に取り付けられなければならない。ただし、4.5.3.

1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、4.5.5.及び4.5.6.の要件に従つて自動車の側面に取り付けてもよい。

4.5.5. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30°

自動車の側面に取り付ける場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して $10\pm 5^\circ$ の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

4.5.6. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

後退灯は、げん惑を生じる等により他の交通の妨げとなるおそれのないよう取り付けられなければならない。

4.5.7. 電気結線

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後

退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

ただし、4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

4.5.8.～4.6.4.1. (略)

4.6.4.2. 自動車の後面の両側には、種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ備えているものとする。ただし、最高速度20km/h未満の自動車であつてかじ取りハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅800mm以下の自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

また、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t以下のもの(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車以外の自動車(ただし書の自動車にあつては、自動車の後面の両側にそれぞれ1個ずつ備えている場合に限る。)にあつては、さらに追加の種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ備えることができる。

4.6.4.3.～4.6.5. (略)

4.6.5.1. 横断面方向

自動車の前面及び後面の両側に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器は、それぞれ最外側となる方向指示器(4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器及びセミトレーラを牽引する牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。)の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように、かつ、それぞれ最内側となる方向指示器の照明部の最内縁の間隔が600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm)以上となるように取り付けられなければならない。

4.6.5.2. 垂直方向

自動車の前面又は後面に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器、自動車の両側面に備える種別5又は種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラで地上350mm以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の構造上、方向指示器の照明部の上縁の高さが1,500mm以下となるように取り付けることができない自動車であつて、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える方向指示器、自動車の両側面に備える種別5及び種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車

退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

4.5.8.～4.6.4.1. (略)

4.6.4.2. 自動車の後面の両側には、種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ又は2個ずつ(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあつては、1個ずつ)備えているものとする。ただし、最高速度20km/h未満の自動車であつてかじ取りハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅800mm以下の自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

4.6.4.3.～4.6.5. (略)

4.6.5.1. 横断面方向

自動車の前面及び後面の両側に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器は、それぞれ最外側となる方向指示器(セミトレーラを牽引する牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。)の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように、かつ、それぞれ最内側となる方向指示器の照明部の最内縁の間隔が600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm)以上となるように取り付けられなければならない。

4.6.5.2. 垂直方向

自動車の前面又は後面に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器、自動車の両側面に備える種別5又は種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラで地上350mm以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の構造上、方向指示器の照明部の上縁の高さが1,500mm以下となるように取り付けることができない自動車であつて、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える方向指示器、自動車の両側面に備える種別5及び種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車

車等の両側面の中央部に備える方向指示器にあつては、その照明部の上縁の高さが2,300mmまで、自動車（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の前面又は後面に備える種別1、種別1a、種別1b、種別2a、種別2b又は両側面に備える種別3の方向指示器にあつては照明部の上縁の高さが2,100mmまで取り付けられる最低の高さ）となるように取り付けられなければならない。ただし、4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器にあつては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない方向指示器の照明部の上縁の高さは地上1,500mm以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2,100mm以下）であり、かつ、追加で備える方向指示器の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.6.5.3.～4.6.6. (略)

4.6.6.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 種別1、種別1a、種別1b、種別2a、種別2b、種別3及び種別5の方向指示器にあつては上方 15° 及び下方 15° 、種別6の方向指示器にあつては上方 30° 及び下方 5° 。

ただし、方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° までであってもよいものとし、4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器であつて、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取り付けられたものにあつては、上方 5° までであってもよい。

β 方向指示器の種別毎に次に示す角度。

(以下略)

4.6.6.2. 4.6.6.1.の規定にかかわらず、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車を除く。）に備える方向指示器は、下図に示す幾何学的視認性に係る性能を有し、かつ、4.6.7.2.の規定に適合する側方灯を備える場合に限り、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.6.6.3.～4.6.8.3. (略)

4.6.8.4. 牽引装置を備える自動車に備える点灯操作状態・作動状態表示装置は、当該牽引自動車により牽引する被牽引自動車に備える方向指示器のいずれかが故障した時

等の両側面の中央部に備える方向指示器にあつては、その照明部の上縁の高さが2,300mmまで、自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の前面又は後面に備える種別1、種別1a、種別1b、種別2a、種別2b又は両側面に備える種別3の方向指示器にあつては照明部の上縁の高さが2,100mmまで取り付けられる最低の高さ）となるように取り付けられなければならない。

4.6.5.3.～4.6.6. (略)

4.6.6.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 種別1、種別1a、種別1b、種別2a、種別2b、種別3及び種別5の方向指示器にあつては上方 15° 及び下方 15° 、種別6の方向指示器にあつては上方 30° 及び下方 5° 。

ただし、方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° までであってもよいものとし、4.6.4.2.の規定に基づき自動車の後面の両側にそれぞれ2個ずつ方向指示器を取り付けられている場合にあつては、それぞれ2個の方向指示器のうち上方に、かつ、地上2,100mm以上となるように取り付けられたものにあつては、上方 5° までであってもよい。

β 方向指示器の種別毎に次に示す角度。

(以下略)

4.6.6.2. 4.6.6.1.の規定にかかわらず、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車を除く。）に備える方向指示器は、下図に示す幾何学的視認性に係る性能を有し、かつ、4.6.7.2.の規定に適合する側方灯を備える場合に限り、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.6.6.3.～4.6.8.3. (略)

4.6.8.4. 牽引装置を備える自動車に備える点灯操作状態・作動状態表示装置は、当該牽引自動車により牽引する被牽引自動車に備える方向指示器のいずれかが故障した時

に、その旨を表示するものでなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器にあっては、この限りでない。

4.6.9.～4.9.3. (略)

4.9.3.1. 種別S1又は種別S2の制動灯の数は、2個(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、2個又は4個)であるものとする。また、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車以外の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、2個備えている場合に限る。)であって、補助制動灯を備えていない自動車にあっては、さらに追加の種別S1又は種別S2の制動灯を2個備えることができる。ただし、幅800mm以下の自動車にはあっては、1個であつてもよい。

4.9.3.2.～4.9.4.1. (略)

4.9.4.1.1. 自動車の後面の両側に備える種別S1又は種別S2の制動灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるよう取り付けられなければならない。ただし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯にあっては、この限りでない。

4.9.4.1.2.～4.9.4.2. (略)

4.9.4.2.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取り付けることができない自動車にあっては、取り付けすることができる最高の高さ)、その上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができない自動車にあっては、2,100mm以下)となるよう取り付けられなければならない。ただし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯にあっては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない制動灯の照明部の上縁の高さは地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下)であり、かつ、追加で備える制動灯の照明部の下縁の高さと垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.9.4.2.2.・4.9.5. (略)

4.9.5.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、当該制動灯の見かけの表面が見通すことができるよう取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

α 上方 15° 及び下方 15° 。ただし、制動灯の照明部の上縁の地上からの高さが地上750mm未満となるよう取り付けられている場合にあつては、下方 5° までであつてもよいものとし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯であつて、かつ、上縁の高さが地上2,100mm以上となるよう取り付けられたものに

に、その旨を表示するものでなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

4.6.9.～4.9.3. (略)

4.9.3.1. 種別S1又は種別S2の制動灯の数は、2個又は4個(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあっては、2個)であるものとする。ただし、幅800mm以下の自動車にはあつては、1個であつてもよい。

4.9.3.2.～4.9.4.1. (略)

4.9.4.1.1. 自動車の後面の両側に備える種別S1又は種別S2の制動灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるよう取り付けられなければならない。

4.9.4.1.2.～4.9.4.2. (略)

4.9.4.2.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取り付けることができない自動車にあっては、取り付けすることができる最高の高さ)、その上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができない自動車にあっては、2,100mm以下)となるよう取り付けられなければならない。

4.9.4.2.2.・4.9.5. (略)

4.9.5.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、当該制動灯の照明部が見通すことができるよう取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

α 上方 15° 及び下方 15° 。ただし、制動灯の照明部の上縁の地上からの高さが地上750mm未満となるよう取り付けられている場合にあつては、下方 5° までであつてもよい。

あつては、上方5°までであつてもよい。

β 外側45°及び内側45°

4.9.5.2.～4.12.2. (略)

4.12.3. 数

自動車に備える尾灯の数は、2個(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、2個又は4個)とする。また、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車以外の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、2個備えている場合に限る。)であつて、後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500mmを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火を備えていない自動車にあつては、さらに追加の尾灯を2個備えることができる。ただし、幅800mm以下の自動車にあつては、1個であつてもよい。

4.12.4. 取付位置

4.12.4.1. 水平方向

尾灯は、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていなければならない。ただし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあつては、この限りでない。

4.12.4.2. 垂直方向

尾灯は、照明部の下縁の高さが地面上350mm以上(セミトレーラであつてその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができない自動車にあつては2,100mm以下)となるように取り付けられなければならない。ただし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあつては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない尾灯の照明部の上縁の高さは地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2,100mm以下)であり、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.12.5. 幾何学的視認性

4.12.5.1. 尾灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、尾灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°

ただし、尾灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°であつてもよいものとし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯であつて、かつ、上縁の高さが地上2,100mm以上

β 外側45°及び内側45°

4.9.5.2.～4.12.2. (略)

4.12.3. 数

自動車に備える尾灯の数は、2個又は4個(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあつては、2個)とする。ただし、幅800mm以下の自動車にあつては、1個であつてもよい。

4.12.4. 取付位置

4.12.4.1. 水平方向

尾灯は、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていなければならない。

4.12.4.2. 垂直方向

尾灯は、照明部の下縁の高さが地面上350mm以上(セミトレーラであつてその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができない自動車にあつては2,100mm以下)となるように取り付けられなければならない。

4.12.5. 幾何学的視認性

4.12.5.1. 尾灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、尾灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°

ただし、尾灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°であつてもよい。

となるように取り付けられたものにあつては、上方5°までであつてもよい。

β 外側80°及び内側45°

4.12.5.2.～4.16.1. (略)

4.16.2. 取り付ける灯火等の性能

後部反射器は、別添「後部反射器の技術基準」の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.17.1. (略)

4.17.2. 取り付ける灯火等の性能

後部反射器は、別添68「後部反射器の技術基準」の等級ⅢA又はⅢBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅢA又はⅢBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.17.3.～4.18.2. (略)

4.18.3. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.18.4.～4.20.1.4. (略)

4.20.2. 取り付ける灯火等の性能

側方反射器は、別添「側方反射器の技術基準」の等級ⅠA及び等級ⅠBの反射器に係る規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.20.3.～4.20.4.1. (略)

4.20.4.2.1. 長さが6mを超える自動車にあつては、その反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることが

β 外側80°及び内側45°

4.12.5.2.～4.16.1. (略)

4.16.2. 取り付ける灯火等の性能

後部反射器は、別添「後部反射器の技術基準」の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.17.1. (略)

4.17.2. 取り付ける灯火等の性能

後部反射器は、別添68「後部反射器の技術基準」の等級ⅢA又はⅢBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅢA又はⅢBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.17.3.～4.18.2. (略)

4.18.3. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.18.4.～4.20.1.4. (略)

4.20.2. 取り付ける灯火等の性能

側方反射器は、別添「側方反射器の技術基準」の等級ⅠA及び等級ⅠBの反射器に係る規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.20.3.～4.20.4.1. (略)

4.20.4.2.1. 長さが6mを超える自動車にあつては、その反射部の最前縁の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最後縁の自動車の後端からの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器について反射部の最後縁の自動車の前端からの距離が3m以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつてその自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることが

きる自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられなければならない。

4.20.4.2.3. (略)

4.20.4.2.4. 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあってはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあってはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

4.20.5.～4.21.4.2. (略)

4.21.4.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。

4.21.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられなければならない。

4.21.4.2.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内(自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、4m以内)となるように取り付けられなければならない。

4.21.4.2.4. 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分

自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方反射器についてその照明部の最後縁の自動車の後端からの距離が1m以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように、取り付けられなければならない。

4.20.4.2.3. (略)

4.20.4.2.4. 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、その反射部の後端の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)に、又は、その反射部の前端的自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)に、1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.20.5.～4.21.4.2. (略)

4.21.4.2.1. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯がその照明部の最後縁の自動車の前端からの距離が3m以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方灯がその照明部の最前端的自動車の後端からの距離が1m以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられなければならない。

4.21.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内(自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、4m以内)となるように取り付けられなければならない。

4.21.4.2.3. 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、その照明部の後端の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であってその自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)に、又は、その照明部の前端的自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって

の1以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

4.21.5.～4.22.3.11. (略)

別紙1～別紙8 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～5.7.3.1. (略)

5.7.3.2. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。

5.7.3.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、最後に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

5.7.3.4. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内となるように取り付けられなければならない。

5.7.3.5. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

5.7.3.6. (略)

5.7.4.・5.7.5. (略)

5.7.6. 側方反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、5.7.3.1.から5.7.3.3.まで及び5.7.3.5.の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(削除)

(削除)

5.8.～5.20.3.2.2. (略)

その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）に、1個の側方灯を取り付けられなければならない。

4.21.5.～4.22.3.11. (略)

別紙1～別紙8 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～5.7.3.1. (略)

5.7.3.2. 前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内（除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取り付けられていること。

5.7.3.3. 後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内（除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられていること。

5.7.3.4. (略)

5.7.4.・5.7.5. (略)

5.7.6. 側方反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.7.6.1. 長さ6m未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内（除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられていること。

5.7.6.2. 側方反射器の取付位置は、5.7.6.1.に規定するほか、5.7.3.1.及び5.7.3.2.までの基準に準じたものであること。

5.8.～5.20.3.2.2. (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ～2.7.1.1.2. (略)
- 2.7.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができないものであって、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しない装置固有の光学部品をいう。
- 2.7.1.1.4. ～ 2.16.2. (略)
- 2.17. 同一の方向に向けて取り付けられている2個の「灯火等の距離」とは、2個の灯火等の照明部の間の最短距離をいう。灯火等の距離が、明らかに本指定基準の要件を満たしているように取り付けられている場合にあつては、基準軸方向における見かけの表面の最外縁に係る正確な測定は行わないものとする。
- 2.18～3.7.2. (略)
- 3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部（プロジェクタ型前照灯にあつては、プロジェクタ・レンズの開口部）のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合にあつては、照明部の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。
- 3.9.～3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあつては、この限りでない。
- 3.10.3.～4.2.3. (略)
- 4.2.4. 幾何学的視認性

すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ～2.7.1.1.2. (略)
- 2.7.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。
- 2.7.1.1.4. ～ 2.16.2. (略)
- 2.17. 同一の方向に向けて取り付けられている2個の「灯火等の距離」とは、2個の灯火等の照明部の間の最短距離をいう。灯火等の距離が、明らかに本指定基準の要件を満たしているように取り付けられている場合にあつては、見かけの表面の最外縁に係る正確な測定は行わないものとする。
- 2.18～3.7.2. (略)
- 3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部（プロジェクタ型前照灯にあつては、プロジェクタ・レンズの開口部）のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合にあつては、見かけの表面の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。
- 3.9.～3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。
- 3.10.3.～4.2.3. (略)
- 4.2.4. 幾何学的視認性

すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.2.5.～4.3.3. (略)

4.3.4. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.3.5.～4.4.3.2. (略)

4.4.4. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、この限りでない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30° 。

4.4.5. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、基準軸は自動車の中央縦断面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向け取り付けなければならない。

4.4.6. 電気結線

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.4.2.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10 km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

4.4.7.～4.5.5. (略)

4.5.5.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.2.5.～4.3.3. (略)

4.3.4. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.3.5.～4.4.3.2. (略)

4.4.4. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30° 。

自動車の側面に取り付ける場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して $10\pm 5^\circ$ の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

4.4.5. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

後退灯は、げん惑を生じる等により他の交通の妨げとなるおそれのないように取り付けられなければならない。

4.4.6. 電気結線

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.4.2.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

4.4.7.～4.5.5. (略)

4.5.5.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.5.5.2. 4.5.5.1.の規定にかかわらず、方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.5.6.～4.14.1. (略)

4.14.2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級I A又は等級I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.14.3.～4.15.1. (略)

4.15.2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

前部反射器は、協定規則第3号の等級I A又はI Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.15.3.～4.16.1.

4.16.2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級I A又はI Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.16.3.2. (略)

4.16.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.16.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.16.3.2.3. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、前部に備える

(以下略)

4.5.5.2. 4.5.5.1.の規定にかかわらず、方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.5.6.～4.14.1. (略)

4.14.2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級I A又は等級I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.14.3.～4.15.1. (略)

4.15.2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

前部反射器は、協定規則第3号の等級I A又はI Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、前部反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.15.3.～4.16.1.

4.16.2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級I A又はI Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、側方反射器以外の反射器であって自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.16.3.2. (略)

4.16.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その反射部の最前縁の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最後縁の自動車の後端からの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.16.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器がその反射部の最後縁の自動車の前端からの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方反射器がその反射部の最前部の自動車の後端からの距離が1m以内となるように、取り付けられなければならない。

4.16.3.2.3. 長さ6m以下の自動車に備える側方反射器は、その反射部の後端の自動

場合にあってはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合にあってはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

4.16.4.～4.17.3.2.

4.17.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。

4.17.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.17.3.2.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内（自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、4m以内）となるように取り付けられなければならない。

4.17.3.2.4. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

4.17.4.～4.20.3.2. (略)

別紙1～別紙7 (略)

別添57 前部霧灯の技術基準

別紙4

白 青色方向の限界 : $x \geq 0.310$
黄色方向の限界 : $x \geq 0.500$
緑色方向の限界 : $y \leq 0.150 + 0.640x$
緑色方向の限界 : $y \leq 0.440$
紫色方向の限界 : $y \geq 0.050 + 0.750x$
赤色方向の限界 : $y \geq 0.382$
淡黄色 赤色方向の限界 : $y \geq 0.138 + 0.580x$
緑色方向の限界 : $y \leq 1.290x - 0.100$
白色方向の限界 : $y \geq -x + 0.940$ 及び $y \geq 0.440$

車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置に、又は、その反射部の前端の自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置に、1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.16.4.～4.17.3.2.

4.17.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最後縁の自動車の後端からの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。

4.17.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前端に備える側方灯がその照明部の最後縁の自動車の前端からの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯がその照明部の最前縁の自動車の後端からの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.17.3.2.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内（自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、4m以内）となるように取り付けられなければならない。

4.17.3.2.4. 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、その照明部の後端の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置に、又は、その照明部の前端の自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置に、1個の側方灯を取り付けられなければならない。

4.17.4.～4.20.3.2. (略)

別紙1～別紙7 (略)

別添57 前部霧灯の技術基準

別紙4

白 青色方向の限界 : $x \geq 0.310$
黄色方向の限界 : $x \geq 0.500$
緑色方向の限界 : $y \leq 0.150 + 0.640x$
緑色方向の限界 : $y \leq 0.440$
紫色方向の限界 : $y \geq 0.050 + 0.750x$
赤色方向の限界 : $y \geq 0.382$
淡黄色 赤色方向の限界 : $y \geq 0.138 + 0.580x$
緑色方向の限界 : $y \leq 1.290x - 0.100$
白色方向の限界 : $y \geq -x + 0.940$
特別値方向の限界 : $y \leq -x + 0.992$
赤色方向の限界 : $y \geq 0.440$

